

令和2年度
木津川市国際交流協会
K. I. E. A.

総 会

議 題

- 1 第1号議案 令和元年度事業報告
- 2 第2号議案 令和元年度決算報告
- 3 第3号議案 令和元年度会計監査報告
- 4 第4号議案 令和2年度事業計画
- 5 第5号議案 令和2年度予算

令和元年度 事業報告

令和元年

月 日	事業名	場 所
4月28日	第1回理事会	東部交流会館
4月28日	総会・中学海外派遣OB会総会・中学生海外派遣事業OB体験発表	東部交流会館 多目的ホール
5月20日	第3回災害時外国人支援ワーキング会議	メルパルク京都
5月16日	国際交流イベント（英語で世界を知ろう）①	東部交流会館 会議室
5月21日	木津川市中学生海外派遣事業第1次審査会	庁舎北別館 会議室
5月26日	OB引率者面接	東部交流会館 会議室
6月2日	木津川市中学生海外派遣事業第2次審査会	東部交流会館 会議室
6月10日	第2回理事会	庁舎北別館 会議室
6月8日	ホストファミリー説明会	東部交流会館 会議室
6月26日	国際交流事業「英語で世界を知ろう」②	東部交流会館
6月23日	木津川市中学生海外派遣事業第1回事前研修会及び保護者説明会	東部交流会館 多目的ホール
6月29日・30日	木津川市中学生海外派遣事業第2回、3回事前宿泊研修会	南山城少年自然の家
7月2日～8日	サンタモニカ受入事業	木津川市内、京都市内、奈良市内
7月6日	交流パーティー	中央交流会館いずみホール
7月7日	木津川市中学生海外派遣事業第4回事前研修会	東部交流会館 会議室
7月14日	木津川市中学生海外派遣事業第5回事前研修会	東部交流会館 会議室
7月28日	木津川市中学生海外派遣事業第6回事前研修会	東部交流会館 会議室
8月6日～15日	木津川市中学生海外派遣事業	アメリカ合衆国 カリフォルニア州サンタモニカ市
8月23日	木津川市中学生海外派遣事業 木津川市長、議長、教育長へ帰国報告会	木津川市役所 全協室
9月10日	第3回理事会	庁舎北別館 会議室
9月8日	木津川市中学生海外派遣事業報告会	東部交流会館多目的ホール
10月25日	第3回災害時外国人支援ワーキング会議	城陽市国際交流協会
12月12日	第4回理事会	庁舎北別館 会議室
10月26日	日本語学習支援ボランティア研修会①	むくのきセンター
11月2日	日本語学習支援ボランティア研修会②	むくのきセンター
11月9日	日本語学習支援ボランティア研修会③	むくのきセンター
11月2日	少年の主張大会	山城総合文化センター
11月10日	木の津まつり参加	中央体育館
1月17日	第5回理事会	庁舎北別館 会議室

令和2年

2月9日	第4回災害時外国人支援ワーキング会議	京田辺市社会福祉センター
2月5日	国際交流イベント「英語で世界を知ろう」②	住民活動スペース
	国際交流サロン 日本語教室（毎週水・日計 72 回）	庁舎北別館 会議室

令和元年度 決算報告

(収入の部)

単位：円

科目	予 算	決 算	備 考
会 費	230,000	222,000	
補助金	5,000,000	3,812,728	木津川市より補助金
事業収入	56,000	32,500	事業参加費
負担金収入	2,400,000	2,400,000	中学生海外派遣事業参加者負担金
雑収入	11,000	16	預金利息等
繰越金	485,413	485,413	前年度繰越金
計	8,182,413	6,952,657	

(支出の部)

単位：円

科目		予 算	決 算	備 考		
事業費	中学生 海外派遣 事業	報償費	60,000	20,000	事前研修講師謝礼等	
		旅費	6,400,000	5,699,373	旅費及び諸経費	
		消耗品費	80,000	37,793	派遣事業消耗品代等	
		印刷製本費	100,000	83,600	実施報告書印刷代	
		通信運搬費	50,000	9,450	郵送料等	
		使用料	100,000	97,438	事前研修会場使用料	
		補助金	160,000	0		
	交流イ ベント事業	報償費	63,000	3,000	国際交流イベント講師謝礼	
		旅費	10,000	7,520		
		消耗品費	77,000	64,952	国際交流イベント等消耗品代	
		使用料	65,000	54,925	国際交流イベント等会場使用料	
		備品購入費	79,000	78,730	国際交流イベント等会場使用料	
	サンタモ ニカ交流 事業	報償費	20,000	18,000	サンタモニカ受入、交流パーティー出演団体謝礼	
		旅費	20,000	0	交通費等	
		消耗品費	55,000	19,913	交流事業消耗品等	
		食料費	73,000	72,188	交流パーティー	
		通信運搬費	10,000	984	郵送料	
		使用料	127,000	126,692	施設使用料・会場使用料	
	派遣OB 事業	消耗品費	20,000			
		通信運搬費	30,000	0	郵送料	
		使用料	10,000	0		
	交換学 生事業	報償費	5,000	0		
		消耗品費	5,000	0		
		通信運搬費	1,000	0		
		使用料	5,000	0		
		補助金	100,000	0		
	広報事業	消耗品費	95,000	0		
		通信運搬費	83,000	0		
		使用料	4,000	0		
	事務局費	事務局費	旅費	10,000	0	研修旅費
			消耗品費	32,000	2,236	
			印刷製本費	40,000	0	
通信運搬費			80,000	30,960	郵送料等	
保険料			25,000	24,974	ボランティア保険	
使用料			20,000	2,500	理事会・委員会等施設利用料	
負担金			13,000	12,000	京都府国際センター賛助会員会費	
予備費			55,413	0		
計	8,182,413	6,467,228				


収入合計 6,952,657 円－支出合計 6,467,228 円


差引残高 485,429 円については次年度へ繰り越します。

会計監査報告

木津川市国際交流協会規約第8条の規定により、令和元年度事業内容及び会計について、令和2年4月7日に監査いたしましたところ、預金通帳及び領収書等は整備されており、その執行は適正と認められたので報告いたします。

令和2年4月25日

監事 保田 光春 

監事 太田 富広 

令和2年度 事業計画

期 日	事 業 名	場 所
令和2年4月～ 令和3年3月	日本語教室開催	庁舎北別館
4月25日	木津川市国際交流協会総会（中止）※書面による採択。 中学生海外派遣事業OB会総会（未定） 中学生海外派遣OB体験報告（未定）	東部交流会館
未 定	日本語教室室内交流事業（水曜・日曜各年2回）	庁舎北別館
未 定	日本語教室 共生イベントミニツアー	平等院
未 定	国際交流イベント（英語で世界を知ろう 2回）	本庁住民活動 スペース
未 定	日本語教授法研修会（全3回）	未定
未 定	世界の料理	未定
8月4日～13日	木津川市中学生海外派遣事業（サンタモニカへ派遣）中止	アメリカ
8月 日	木津川市中学生海外派遣事業市民報告会（中止）	市役所会議室
9月	木津川市中学生海外派遣事業市長報告会（中止）	東部交流会館
11月	木津川市木の津まつりへ出展（中止）	中央体育館
未 定	災害時多言語支援活動・多言語支援活動	未定
未 定	学生OB事業・交流サロン	未定

規約第16条により 下記の委員会を設置します。

1. 日本語教室委員会

目的：日本語教室の企画・運営・推進

- ・日本語教室（毎週水・日曜日10時～11時30分）
- ・日本語教授法研修

2. 外国の方々との共生委員会

目的：外国人の方々日本に居住し就労される人数は毎年過去最高を更新している中で生活者としての外国人が暮らしやすく日本人と外国人がともに安心して安全に暮らせる木

津川市を目指し、市民と在住、在勤、在学の外国人との交流事業の企画・運営・推進

- ・災害時多言語支援活動
- ・多言語支援活動
- ・国際交流イベント・ボランティア活動

3. 海外交流委員会

目的：海外交流事業（受け入れ・派遣）の企画・運営・推進

- ・サンタモニカ ジョンアダムス中学校との交流
- ・派遣団員の国際交流事業
- ・派遣OB事業

4. 広報委員会

目的：国際交流協会広報活動の企画・運営・推進

- ・協会ホームページの更新・管理

*委員会の構成は会員・協会役員とする。

令和2年度 予算

(収入の部)

単位：円

科目	予算	昨年度予算	比較増減	備考
会費	230,000	230,000	0	会員110名*2,000円、法人1*10,000円
補助金	206,000	5,000,000	△ 4,794,000	木津川市からの補助金
事業収入	0	56,000	△ 56,000	事業参加費
負担金収入	0	2,400,000	△ 2,400,000	中学生海外派遣事業参加者負担金
雑収入	11,000	11,000	0	預金利息・保険代等
繰越金	485,429	485,413	16	前年度繰越金
合計	932,429	8,182,413	△ 7,249,984	

(支出の部)

単位：円

科目	予算	昨年度予算	比較増減	備考			
海外交流委員会	中学生海外派遣事業	報償費	0	60,000	△ 60,000	事前研修講師料	
		旅費	0	6,400,000	△ 6,400,000	派遣旅費	
		消耗品費	0	80,000	△ 80,000		
		印刷製本費	0	100,000	△ 100,000	報告書印刷代	
		通信運搬費	0	50,000	△ 50,000	郵送料等	
		使用料	0	100,000	△ 100,000	施設使用料、事前研修宿泊施設使用料	
		補助金	0	160,000	△ 160,000	参加負担金補助	
	サンタモニカ交流事業	報償費	0	20,000	△ 20,000	交流パーティイベント出演謝礼等	
		旅費	0	20,000	△ 20,000	交通費等	
		消耗品費	0	55,000	△ 55,000		
		食糧費	0	130,000	△ 130,000		
		通信運搬費	0	10,000	△ 10,000	郵送料等	
	派遣OB事業	使用料	0	70,000	△ 70,000	施設使用料等	
		消耗品費	20,000	20,000	0		
		通信運搬費	30,000	30,000	0	郵送料等	
	交換学生事業	使用料	20,000	10,000	10,000	施設使用料等	
		報償費	5,000	5,000	0		
		消耗品費	5,000	5,000	0		
		通信運搬費	1,000	1,000	0	郵送料等	
	日本語教室委員会	日本語教室関連	使用料	5,000	5,000	0	施設使用料等
			補助金	100,000	100,000	0	参加補助金
			旅費	20,000	10,000	10,000	研修・会議旅費
			消耗品費	58,000	77,000	△ 19,000	テキスト更新等
			使用料	70,400	130,000	△ 59,600	施設使用料
日本語教授法研修		報償費	2,000	77,000	△ 75,000	講師謝礼等	
		行事費	30,000	0	30,000	交流会費用	
		旅費	4,500	0	4,500		
		消耗品費	9,000	0	9,000		
		使用料	3,000	0	3,000		
共生委員会	共生イベント	報償費	54,000	0	54,000		
		使用料	75,000	0	75,000	施設使用料等	
		報償費	8,000	0	8,000	講師謝礼	
広報委員会	広報事業	消耗品費	20,000	0	20,000	材料費	
		委託料	50,000	95,000	△ 45,000	ホームページメンテナンス費用他	
		通信運搬費	30,000	83,000	△ 53,000	サーバー使用料	
		消耗品費	20,000	0	20,000		
事務局費	事務局費	使用料	19,000	4,000	15,000	施設使用料等	
		旅費	10,000	10,000	0	研修会参加旅費	
		消耗品費	40,000	40,000	0		
		印刷製本費	30,000	40,000	△ 10,000		
		通信運搬費	80,000	80,000	0	郵送料等	
		保険料	40,000	17,000	23,000	ボランティア保険	
		使用料	20,000	20,000	0	施設使用料	
	負担金	13,000	13,000	0	京都府国際センター賛助会員会費		
予備費	予備費	40,529	55,413	△ 14,884			
合計	932,429	8,182,413	△ 7,249,984				

木津川市国際交流協会規約

(名称)

第1条 この会は、木津川市国際交流協会（以下「協会」という。英語表記は、K I ZUGAWA INTERNATIONAL EXCHANGE ASSOCIATION とし、略称は、K. I. E. A. とする。）と称する。

(目的)

第2条 協会は、学研都市の中核として発展する木津川市において、幅広い国際交流の取組を進める中で、住民の国際理解・国際交流活動を促進し、国際化に対応する木津川市の創造と国際親善に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 協会は、前条の目的に賛同する木津川市に在住（市内所在の法人を含む。）在勤・在学している個人会員、法人会員をもって組織する。但し一般会員であった者が、転住、転勤した場合、理事会の承認により一般会員を継続する事が出来る。

2 会員は、次の会費を負担することとし、それぞれ1口以上の加入とする。

(1) 一般会員 年額1口 2,000円

(2) 法人会員 年額1口 10,000円

※また、一般会員のみ年度後半（10月1日以降）の新規入会者は年額会費を半額とする。

3 木津川市に在住（市内所在の法人を含む。）・在勤・在学以外の者で入会を希望する場合は賛助会員とし、区別、会費とも前項と同じとする。但し一般会員であった者が、転住、転勤した場合、理事会の承認により一般会員を継続する事が出来る。

4 一般会員のうち、中学生・高校生である会員についてはその会費を免除することができる。

5 退会届をもって、退会とする。

(事業)

第4条 協会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国際交流に関する事業の計画、実施及び支援
- (2) 国際交流に関する情報及び資料の収集並びに提供
- (3) 諸団体等との連携・協力による国際交流活動の推進
- (4) その他国際交流の推進に必要な事項

(役員)

第5条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 理事 50名以内（会長、副会長を含む。）
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。

2 理事及び監事は、総会において会員（賛助会員を除く。）の中から選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または、増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 4 役員は、この協会の役員としてふさわしくない行為があった場合、または、特別の事情がある場合には、その任期中であっても理事会の議決によりこれを解任することができる。
- 5 役員が会員でなくなった場合には、その役員はその地位を失う。

(役員職務)

第8条 会長は、協会を代表し、協会の業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理し、会長が欠けた時は、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところに従い、協会の業務を担当する。
- 4 監事は、協会の業務の執行及び会計を監査する。

(顧問)

第9条 協会は、必要に応じ顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(会議)

第10条 協会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年1回新会計年度開始以降2ヶ月以内に開催し、臨時総会は、会長が必要と認める場合には、理事会の決議を経て開催する。
- 3 総会は、会員の過半数の出席(委任状を含む。)をもって成立する。
- 4 賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることはできるが、議決権は持たない。
- 5 次の号に掲げる事項については、総会の議決を経なければならない。
 - (1) 規約の変更に関する事
 - (2) 理事及び監事の選任に関する事
 - (3) 事業計画及び収支予算に関する事
 - (4) 事業報告及び収支決算に関する事
 - (5) その他、協会の業務に関する重要事項

(理事会)

第12条 理事会は、理事をもって構成し、会長の提案に基づき、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画案、収支予算案及び事業報告案、収支決算案の策定に関する事
- (2) その他総会に付議すべき議案に関する事
- 2 理事会は、理事の過半数の出席(委任状を含む。)をもって成立する。

(会議の招集)

- 第13条 会議は、会長が招集する。
2 会議の議長は会長が指名する。

(議決)

- 第14条 会議の議決は、出席者の過半数（賛助会員を除く）をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長が議決する。

(事務局)

- 第15条 協会に事務局を置く。
2 事務局は、木津川市役所内に置く。
3 事務局に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(専門委員会等)

- 第16条 協会は、必要に応じて常設、または、臨時の専門委員会等を設置することができる。

(会計年度)

- 第17条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(協会の経費)

- 第18条 協会の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。
(1) 会費
(2) 補助金
(3) 寄付金
(4) その他の収入

(委任)

- 第19条 この規約に定めるもののほか、協会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成14年3月10日から施行する。
- 2 協会設立当初の役員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。
- 3 第17条の規定にかかわらず、平成14年度の会計年度は、平成14年3月10日から翌年3月31日までとする。
- 4 この規約は、平成18年5月21日から施行する。
- 5 この規約は、平成19年4月1日から施行する。
- 6 この規約は、平成20年4月1日から施行する。
- 7 この規約は、平成21年5月10日から施行する。
- 8 この規約は、令和2年7月27日から施行する。

木津川市国際交流協会旅費規程

(目的)

第1条 この規定は、木津川市国際交流協会の職務のため出張する当協会会員及びその協力者に対して支給する旅費に関し、諸般の基準を定めて費用の適正な支出を図ることを目的とする。

(出張依頼等)

第2条 出張依頼は会長またはその委任を受けた者が発することができる。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道を使用した場合において、その乗車に要する旅客運賃により支給する。
- 3 船賃は、水路を使用した場合において、その乗船に要する旅客運賃により支給する。運賃の等級が2以上に区分される場合は、その上級の旅客運賃を支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、現に支払った旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路について、個人が所有する車両を使用した場合において、鉄道等公共交通機関の最寄り駅までの旅客運賃等に換算し、支給する。
- 6 有料道路通行料は支出しない。
- 7 定期路線旅客自動車を使用した場合は、最寄り駅までの運賃を支給する。
- 8 宿泊料は、出張中の宿泊にかかる費用（食事代除く）について、現に支払った宿泊料のうち12,000円を上限に支給する。ただし、宿泊料に含まれる朝食費用は、これを支給する。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、最も経済的な経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。

- 2 旅費の計算は木津川市外に出張した場合に計算する。

(旅費の請求手続き)

第5条 旅費の支給を受けようとする出張者は所定の請求書に必要な書類を添えて提出しなければならない。

(旅費の特例)

第6条 この規定に定めのないものについては、請求があった場合に理事会で審議し、会長が決定するものとする。

(施行期日)

この規定は平成24年1月1日から施行する。

木津川市国際交流協会 中学生海外派遣事業関係（内規）

個人負担金の助成制度

就学援助費（中学生）：生活保護、準要保護（住民税非課税世帯）

通常負担の10分の4を補助いたします。（申請書提出）

平成27年度から 実施

友好都市 アメリカ サンタモニカ市

平成29年3月12日サンタモニカ市と木津川市が友好都市盟約を締結

サンタモニカ市市章



City of
Santa Monica[®]

K. I. E. A.

